自由金利型定期預金（M型）規定
（スーパー定期）

〈非自動継続型〉

１．（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書表面記載（以下「表面記載」といいます。）の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利　息）

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日の２年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金については預入日の１年後の応当日を「中間利払日」および預入日の３年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金については預入日から満期日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および表面記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ．現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

Ｂ．預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｃ．定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

② 預入日の３年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって６ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解

約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第３位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の３年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については６ヵ月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１ヵ月後の応当日から預入日の１年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６ヵ月以上１年未満……約定利率×50％

② 預入日の１年後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６ヵ月以上１年未満……約定利率×50％

Ｃ．１年以上２年未満……約定利率×60％

③ 預入日の２年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×40％

Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×60％

④ 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×20％

Ｃ．２年以上４年未満……約定利率×40％

⑤ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×20％

Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×30％

Ｄ．３年以上５年未満……約定利率×40％

⑥ 預入日の５年後の応当日から預入日の６年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×10％

Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×20％

Ｄ．３年以上４年未満……約定利率×30％

Ｅ．４年以上６年未満……約定利率×40％

⑦ 預入日の６年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率

Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×10％
Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×20％
Ｄ．３年以上４年未満……約定利率×30％
Ｅ．４年以上５年未満……約定利率×40％
Ｆ．５年以上７年未満……約定利率×50％

⑧　預入日の７年後の応当日から預入日の８年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率
Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×10％
Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×20％
Ｄ．３年以上４年未満……約定利率×30％
Ｅ．４年以上５年未満……約定利率×40％
Ｆ．５年以上６年未満……約定利率×50％
Ｇ．６年以上８年未満……約定利率×60％

⑨　預入日の８年後の応当日から預入日の９年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率
Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×10％
Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×20％
Ｄ．３年以上４年未満……約定利率×30％
Ｅ．４年以上５年未満……約定利率×40％
Ｆ．５年以上６年未満……約定利率×50％
Ｇ．６年以上７年未満……約定利率×60％
Ｈ．７年以上９年未満……約定利率×70％

⑩　預入日の９年後の応当日から預入日の１０年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率
Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×10％
Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×20％
Ｄ．３年以上４年未満……約定利率×30％
Ｅ．４年以上５年未満……約定利率×40％
Ｆ．５年以上６年未満……約定利率×50％
Ｇ．６年以上７年未満……約定利率×60％
Ｈ．７年以上８年未満……約定利率×70％
Ｉ．８年以上１０年未満……約定利率×80％

⑪　預入日の１０年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

Ａ．６ヵ月未満……解約日における普通預金の利率
Ｂ．６ヵ月以上２年未満……約定利率×10％
Ｃ．２年以上３年未満……約定利率×20％
Ｄ．３年以上４年未満……約定利率×30％
Ｅ．４年以上５年未満……約定利率×40％

Ｆ．５年以上６年未満……約定利率×50％
Ｇ．６年以上７年未満……約定利率×60％
Ｈ．７年以上８年未満……約定利率×70％
Ｉ．８年以上９年未満……約定利率×80％
Ｊ．９年以上１０年未満……約定利率×90％

ただし、①から⑪で計算の利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を365日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記２．の規定を準用します。

(2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書とともに提出してください。

以上

(2022.6.10)

この他、「定期預金共通規定」を参照ください。